

様式第 6 号（第 7 条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書

年 月 日

様

堺 市 長



堺市高齢者の居住の安定確保に関する法律第 13 条第 1 項の規定により次のとおり登録を抹消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

3 登録年月日 年 月 日

4 登録番号 第 号

5 抹消の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。